

9月の相談

■心配ごと相談（午後1時～3時30分）
☎ 権利擁護センターえたじま ☎0823-27-8032
1日(火) 能美保健センター

■広島弁護士会による法律相談（午後1時～4時）
☎ 総務課 ☎0823-43-1111(代)
10日(木) 江田島保健センター（14ページをご覧ください）

ありがとうございました

寄附（50音順・敬称略）

絵本寄付（市内小学校6校）
株式会社 I S C（広島市佐伯区）

ご冥福をお祈りします

7月1日～31日届け出分

おくやみ（地区別50音順・敬称略）

「おくやみ」は、亡くなられた方を掲載しています。このコーナーへの掲載を希望されない場合は、企画振興課へご連絡ください。

江田島町	
新本ムツエ（中央・91歳）	西村 賢二（小用・49歳）
坂本 恒久（切串・75歳）	則信 勝敏（切串・81歳）
藤信 千鶴（切串・89歳）	山口千代子（幸ノ浦・85歳）
中島 英子（大須・77歳）	小澤 千秋（津久茂・77歳）
能美町	
大津 義男（鹿川・97歳）	白地 勝則（鹿川・76歳）
上林 巧（鹿川・56歳）	大前 修治（中町・79歳）
梅河内洋子（中町・93歳）	

沖美町

木村美佐子（三吉・92歳）

前田 勇樹（高祖・62歳）

坂田 信江（是長・79歳）

大柿町			
尾勢 光子（深江・93歳）	梶山 晃子（深江・71歳）		
澤岡 澄子（大原・79歳）	新本 弘幸（柿浦・65歳）		

中瀬 明（飛渡瀬・90歳）	坂倉 學（飛渡瀬・84歳）
---------------	---------------

令和8年7月31日現在

人口と世帯数（外国人市民を含む）

	男性	女性	計	世帯数
江田島	3,533	3,382	6,915	4,241
能 美	2,239	2,306	4,545	2,527
沖 美	1,350	1,273	2,623	1,629
大 柿	2,782	2,923	5,705	3,151
全 体 (前月比)	9,904 (▲44)	9,884 (▲37)	19,788 (▲81)	11,521 (▲50)

9月の当番医

※日程は変更することがあります。
☎ 保健医療課 ☎0823-43-1639

当番医の診療時間が
午前10時～午後5時に変わりました。

6日(日)	森藤医院（江田島町切串） 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-44-1156
13日(日)	大井内科医院（大柿町飛渡瀬） 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-57-5512
20日(日)	大君浜井医院（大柿町大君） 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-57-5678
21日 (月・祝)	芸南クリニック（大柿町柿浦） 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-57-3705
22日 (火・祝)	澤医院（大柿町小古江） 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-57-2003
23日 (水・祝)	梶川医院（沖美町岡大王） 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-48-0201
23日 (水・祝)	吉田病院（江田島町津久茂） 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-42-1100
27日(日)	島の病院おおたに（能美町中町） 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-45-0303

※こどもの診療については、事前に電話でお問い合わせください。症状により、呉市医師会休日急患センターなどを紹介する場合があります。

※夜間のこどもの急病で困ったら、☎局番なし#8000(こどもの救急相談)へ。看護師等が相談に応じます。

つながらない場合は☎082-555-8870(毎日午後7時～翌午前8時まで、土日祝・年末年始は午後5時～翌午前8時まで)

※救急車を呼ぶか判断に迷ったら、☎局番なし#7119(救急相談センター)へ

つながらない場合は☎082-246-2000へお問い合わせください。(24時間 365日対応)

市税などの納期限

口座振替日9月30日(水)

税などは、期限内に納めましょう。ゆめタウン江田島内の市民サービスセンターでは、土曜日・日曜日・祝日でも納付できます。

固定資産税（3期）	☎ 税務課	☎0823-43-1636
国民健康保険税（3期）	☎ 税務課	☎0823-43-1636
後期高齢者医療保険料（3期）	☎ 保健医療課	☎0823-43-1639
介護保険料（3期）	☎ 高齢介護課	☎0823-43-1651
保育料（9月分）	☎ 子育て支援課	☎0823-42-2852
住宅使用料（9月分）	☎ 都市整備課	☎0823-43-1647

火災・救急・救助は119番

消防つうしん

火災などのお問い合わせは☎0823-42-3119へ

9月9日は「救急の日」です！“救急”について考えてみませんか？

「救急の日」および「救急医療週間」は、救急医療および救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められ、以来毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（9月6日(日)から9月12日(土)）を「救急医療週間」としています。

昨年、江田島市の救急出動件数は1,628件で、救急車で搬送された人のうち、入院を必要としない「軽症」と診断された方は約32％でした。※全国では約46％を占めています。

緊急を要する方のためにも、救急車の適正な利用にご協力をお願いいたします。救急車を呼ぶべきか悩んだり、わからない場合は「#7119」に連絡して救急電話相談をしてみましょう。

また、救急車が必要となるほどのケガや病気とならないよう、生活環境の見直しや運動、食生活に気を付けましょう。

消防本部では、応急手当指導や普通救命講習などを随時実施しています。ぜひご参加ください。



年金生活者支援給付金について

☎ 市民課 ☎0823-43-1634・広島南年金事務所 ☎082-253-7710
給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

対象となる方は、年金生活者支援給付金の種類ごとに、以下の支給要件をすべて満たしている方です。

- 老齢年金生活者支援給付金**
- ・65歳以上の老齢基礎年金の受給者
 - ・世帯員全員の市町村民税が非課税である
 - ・年金収入額とその他所得額の合計が約93万円以下
- 障害年金生活者支援給付金**
- ・障害基礎年金の受給者
 - ・前年の所得額が約492万円以下
- 遺族年金生活者支援給付金**
- ・遺族基礎年金の受給者
 - ・前年の所得額が約492万円以下

請求手続き

新たに対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が順次届きます。

同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し、年金事務所に提出してください。（郵送可）

現在給付金を受給している方は、支給要件を満たしていれば、2年目以降のお手続きは原則不要となります。これから年金請求の手続きをされる方は、請求手続きの際、併せて年金生活者支援給付金の請求手続きをしてください。

令和8年7月1日～31日

火災・救急件数

火 災	1 件(7 件)
救 急	160件(871件)

※（ ）内は令和8年1月から
の累計

●消防本部・消防署
☎0823-40-0119(代)

●能美出張所
☎0823-45-4739

1 救急車の現状

近年、救急出動件数は増加しており、緊急性の低い救急要請も少なくありません。そのため、**本当に救急車を必要としている人への到着が遅れてしまう**ことがあります。

救急出動件数の推移（全国）

平成25年

令和7年

599万9千件

768万7千件

救急車の適正利用に
ご協力をお願いします！

2 救急車は適正に利用しましょう

救急車は、命に関わる病気やけがなど、一刻を争う傷病者のための大切な資源です。
「病院へ行く手段がない」「自分で行くのが面倒だから」といった理由での利用は控え、**本当に必要なときに利用しましょう。**

ためらわず119番通報してください！

意識がない

呼吸がおかしい

ろれつが回らない

突然の胸しい痛み

手足が動かないしびれがある

大量の出血

「病院へ行く手段がない」「自分で行くのが面倒だから」といった理由での利用は控え、本当に必要なときに利用しましょう。

3 判断に迷ったら「#7119」

「救急車を呼んだ方がいいのかな？」
「今すぐ病院へ行くべきかな？」
そんなときは、**救急安心センター「#7119」**をご利用ください。
医師や看護師などの専門家が症状を確認し、救急車の必要性や受診の目安についてアドバイスします。
※実施していない地域がありますので、お住まいの地域の運用状況をご確認ください。

電話で相談

7 1 1 9

24時間365日対応
通話料は利用者負担となります。

4 江田島市消防本部の取り組み

江田島市消防本部では、市民の皆さんが大切な命を守るよう、救急講習を実施しています。

普通救命講習

AEDの取扱い

心臓蘇生法（CPR）

応急手当講習

救急隊が到着するまでの
応急手当は、
救命率の向上につながります。
ぜひ講習会へご参加ください！

5 あなたの協力が命をつなぎます

救急車の適正利用と応急手当の知識は、地域全体で命を守る力になります。
一人ひとりの心掛けが、救える命につながります。

不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話で暗証番号をお聞きすることや、手数料などの金銭を求めめることはありません。

お問い合わせは、基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものをご用意の上、「年金事務所」または、「給付金専用ダイヤル」にお電話ください。

31 広報えたじま 令和8年9月

広報えたじま 令和8年9月 30